

ぎょう

狭あい道路拡幅整備事業のご案内



▲災害時の避難路として危険



写真協力：社会福祉法人奉優会

▲介護車両の乗り降りが危険



写真協力：杉並消防署

▲消防車両の通行が困難



▲清掃車両の通行困難

建物の建替え
を伴わないで

道をひろげて 安全・安心の杉並へ



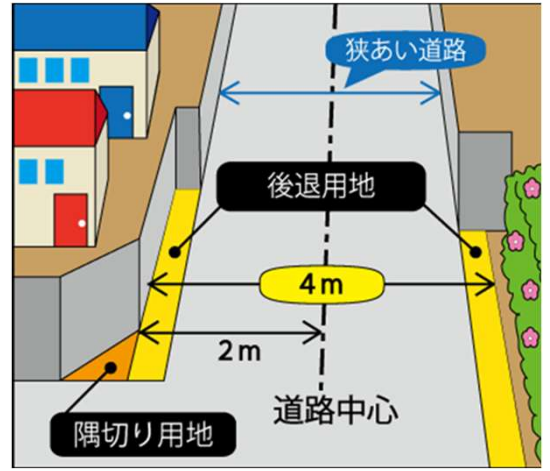
もっと快適な生活にするための
助成金があります

狭あい道路（2項道路）とは

道路の幅が4メートル未満の狭い道路で建築基準法第42条第2項で指定された道路を「狭あい道路」といいます。区内の道路の約3割が2項道路です。

後退用地・隅切り用地とは

道路中心から2メートルの位置まで後退（セットバック）した部分を「後退用地」といいます。また、道路が交わる角敷地で、東京都建築安全条例の規定により敷地の隅を頂点とする底辺2mの二等辺三角形の範囲を「隅切り用地」といいます。



狭あい道路の拡幅の必要性

狭あい道路は生活の様々な場面で支障をきたします。

●災害時では

緊急車両（消防車、救急車など）の通行が困難
塀などが倒れ道をふさぎ避難を妨げる

●日常生活では

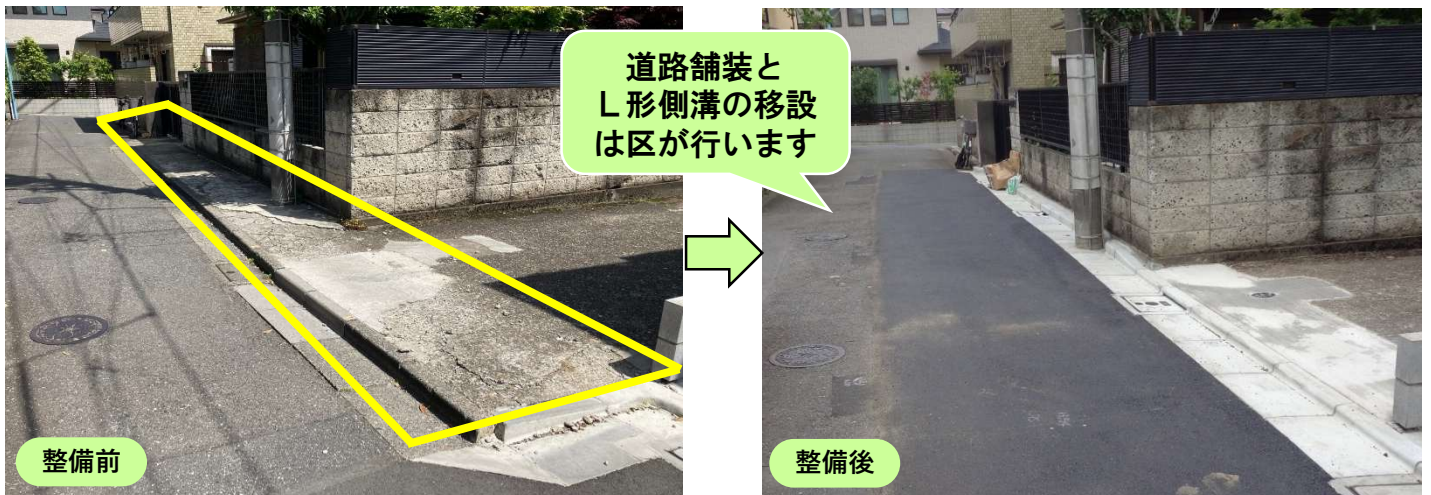
福祉・清掃車両の通行が困難
通行人や自転車自動車が自動車に接触する危険
駐停車による渋滞



狭あい道路拡幅整備事業は災害に備え、円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備し災害に強いまちづくりを目的としています。

建物の建替えを伴わない拡幅整備

拡幅の際は、建築主等と区で「狭あい道路拡幅整備事前協議」を行い、土地所有者等の承諾を得て後退用地を道路として区が拡幅整備します。**建物の建替え等をしない**場合も下の写真の様に拡幅整備を進めています。



後退用地内にある拡幅整備に支障となるもの（塀・境界標示物・埋設物等）は申請者が依頼した業者で撤去及び移設が必要です。**撤去及び移設の費用は助成対象となります。**

<境界標示物の例>



釘



金属プレート



石杭

<埋設物の例>



水道メーター



仕切弁



水道管・ガス管

狭あい道路拡幅整備に関する助成金 注：新築・増改築の場合は異なります

助成項目	助成内容・助成額		
門又は塀等の除却費	後退用地内にある門又は塀等を除却し、拡幅整備に支障のない形態にすることに要する費用	①重点整備路線	費用全額
		②整備地区 (令和12年度まで)	
		③その他の地区 (令和9年度まで)	費用の2/3
門又は塀等の築造費	塀等の築造に要する費用（助成対象となる除却がないものは助成対象としない）	①重点整備路線	費用の全額又は 8万5千円/mの いずれか低い額
		②整備地区 (令和12年度まで)	
		③その他の地区 (令和9年度まで)	費用の2/3又は 5万6千円/mの いずれか低い額
設備配管等撤去・移設費	後退用地内若しくは門若しくは塀等の移設位置にある設備配管又は後退用地内にあるメーター、敷地内集水ます等の障害物の撤去又は移設に要する費用	費用額 (最高限度額200万円)	
樹木の移設費	後退用地内にある樹木（目の高さで幹周りが15cm以上、樹高が2m以上のもので、移植しても枯れる恐れのないものに限る）の移設に要する費用	1万3千円/本	
擁壁工事費	後退用地内にある擁壁の解体及び後退済の敷地内への擁壁の設置に要する費用 (最高限度額300万円)		
		工事区分	
	高さ	解体	設置
	高さ0.5m以上1.5m未満	9千円/m	1万3千円/m
	高さ1.5m以上3m未満	2万3千円/m	5万3千円/m
高さ3m以上	4万円/m	17万円/m	
事務手続費	条例に基づく助成金等の申請手続に要する費用	1万円	
隅切り奨励金	寄附又は無償使用承諾により杉並区管理となるもの	30万円/箇所	
	東京都建築安全条例第2条による隅切りで、道路と一体として所有者管理となるもの	5万円/箇所	

①重点整備路線、②整備地区の詳細は下記を参照ください。

(注)助成項目ごとの助成金合計額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てて算定します。

重点整備路線・整備地区

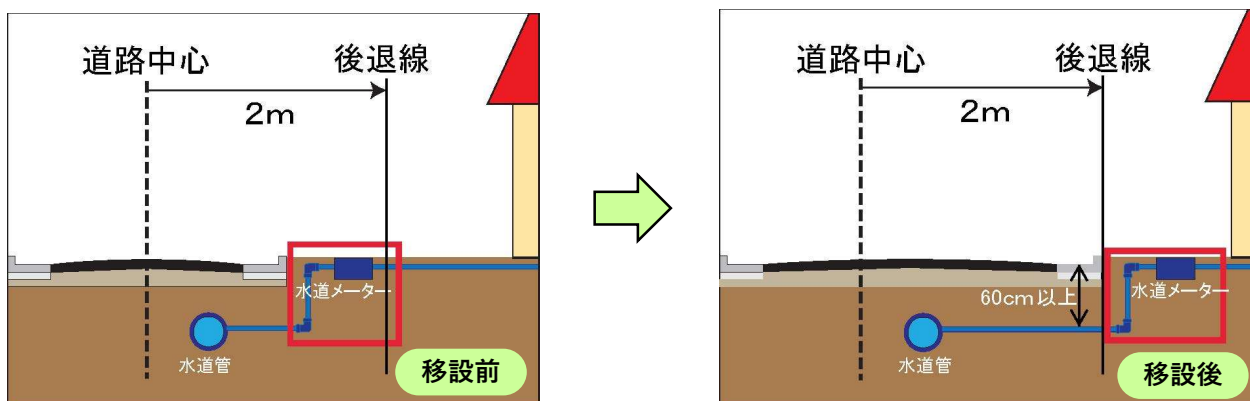
① 重点整備路線	② 整備地区
拡幅の必要性が特に高い路線として条例で指定	震災時に特に甚大な被害が想定される地域及び地震被害シミュレーションで火災による延焼リスクが高いと想定された地域
1：阿佐谷南1丁目43番から阿佐谷南1丁目27番 2：阿佐谷南2丁目16番から阿佐谷南2丁目17番 3：阿佐谷北5丁目19番から阿佐谷北5丁目41番 4：久我山3丁目5番から久我山3丁目20番 5：阿佐谷北4丁目1番から阿佐谷北4丁目28番 6：阿佐谷北4丁目2番から阿佐谷北4丁目11番 7：阿佐谷南3丁目10番から阿佐谷南3丁目47番	天沼1丁目の一部、本天沼1丁目及び2丁目の一部、阿佐谷北全域、阿佐谷南1丁目及び2丁目全域、高円寺北2丁目から4丁目全域、高円寺南2丁目の一部、高円寺南3丁目全域、高円寺南4丁目の一部、方南1丁目全域、成田東1丁目及び2丁目全域、堀ノ内2丁目及び3丁目全域、松ノ木全域、梅里1丁目全域

杉並区公式電子地図サービス「すぎナビ」で確認できます。



水道メーターと水道管の移設のイメージ

後退用地内にあり拡幅整備に支障となる水道メーターは宅内へ移設する必要があります。また、深さが浅く支障となる水道管を道路面より深さ60cm以上に移設する必要があります。



非課税申告による税金の減免

後退用地については地方税法の規定により、都税事務所に申告することで**固定資産税・都市計画税が非課税**になります。

杉並区で後退用地の測量後、**求積図を土地所有者に送付**します。同封の「固定資産税・都市計画税非課税申告書」に求積図を添付して杉並都税事務所に**年内（12月末まで）**に申告することで、**来年度分以降の固定資産税・都市計画税が免除**対象となります。

詳しくは杉並都税事務所にご相談ください。

支障物件の設置禁止

狭あい道路の拡幅に関する条例により、**後退用地に「支障物件」を置くことは禁止**されています。

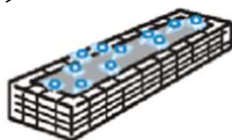
違反者には除却の勧告・命令を行い、命令に従わない場合にはその旨の公表、行政代執行法に基づく措置をとる場合があります。

●支障物件とは

避難・通行の支障となるもので、容易に移動できないものが対象です。

支障物件は緊急用車両の通行を妨げてしまうため、後退用地に置くことはできません。

<支障物件の例>



花壇



プランター



自動販売機



お問い合わせ

杉並区都市整備部狭あい道路整備課狭あい道路整備推進係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
電話：03-3312-2111（代表） 内線3478・3479

詳細はこちら



令和8年4月作成